

豊田市防火危険物安全協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この協会は、豊田市防火危険物安全協会と称する。

(事務局)

第2条 豊田市防火危険物安全協会（以下「本会」という。）の事務局は、豊田市消防本部予防課内に置く。

(目的)

第3条 本会は、消防機関と会員相互の連携を図り、防火思想の普及啓発を促進するとともに、防火管理及び危険物の安全管理を徹底することにより火災及び危険物に起因する災害（以下「災害」という。）を防止し、もって会員の振興発展及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火思想の普及啓発及び災害の予防対策に関する事業
- (2) 災害の予防対策に係る講習会、講演会等に関する事業
- (3) 災害の予防対策に必要な諸資材の作成等に関する事業
- (4) 災害に係る調査研究、視察研修等に関する事業
- (5) 消火訓練、避難訓練等に関する事業
- (6) 本会の目的の達成に功績のあったものに対する表彰に関する事業
- (7) 消防機関が主催又は共催する行事等に関する事業
- (8) 災害時の会員間の相互協力に関する事業
- (9) 前各号に定めるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する事業所及び各種団体とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出るものとする。

- 2 会員が解散したときは、退会したものとみなす。
- 3 会員が期限までに会費を納入しないときは、退会したものとみなす。ただし、会長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 役員等

(種別)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 6人
- (3) 理事(会長、副会長及び会計を含む。) 45人以内
- (4) 会計 2人
- (5) 監事 2人

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 3 第1項に規定する役員の数、は、総会の議決により、見直すことができる。

(選任)

第9条 理事及び監事は、会員の互選により定める。

- 2 会長、副会長及び会計は、理事の互選により定める。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本会の事業運営を決議する。
- 4 会計は、本会の会計を経理する。
- 5 監事は、本会の会計を監査するとともに、理事会に出席し、意見を述べる
ことができる。

(任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、役員が欠けた場合の補欠役員
の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(書記)

第12条 会長は、本会の庶務及び会計の事務を行わせるため、書記を置くこ
とができる。

- 2 前項の規定により書記を置くときは、理事会の承認を得なければならない。

(顧問及び相談役)

第13条 会長は、本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、豊田市消防長をもって充てる。
- 3 相談役は、会長を経験した者のうちから、会長があらかじめ理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は、会長が必要と認めて要請した場合には、会議に出席して意見を述べることができる。

(報酬等)

第14条 役員、書記、顧問及び相談役(以下「役員等」という。)は、無給とする。

- 2 役員等が会務により出張等をしたときは、当該出張等に要した費用を弁償するものとする。

第4章 会議

(種別)

第15条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 定期総会
- (2) 臨時総会
- (3) 理事会

(構成)

第16条 定期総会及び臨時総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(開催)

第17条 定期総会は、毎年1回開催するものとし、開催日時は会長が決定する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の過半数以上から請求があったときに開催する。
- 3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の1人以上から請求があったときに開催する。

(召集)

第18条 会議は、会長が召集する。

(議長)

第19条 定期総会、臨時総会及び理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第20条 定期総会及び臨時総会においては会員、理事会においては理事の過半数以上の出席がなければ、会議を開催することができない。

(議決)

第21条 会議の議事は、出席者（理事会にあっては、出席理事）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のために会議に出席することができない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議録)

第23条 会長は、事務局又は書記に会議録を作成させるものとする。

第5章 会計等

(経費)

第24条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

(会費の納入)

第25条 会費は、会長が別に定める基準によって算定し、毎年度8月末日までに納入するものとする。ただし、会長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(繰越金)

第27条 年度末に余剰金が生じたときは、翌年度の会計にこれを繰り入れるものとする。

(書類等)

第28条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員等名簿
- (4) 現金出納簿
- (5) 会議録その他の会議に関する書類
- (6) その他の書類

第6章 雑 則

(弔慰金等)

第29条 会長は、次に掲げる場合には、弔慰金、見舞金その他の費用（以下「弔慰金等」という。）を支出することができる。

- (1) 役員等が死亡した場合
- (2) 本会に特に貢献のあった者が死亡した場合
- (3) 役員等が1月以上入院加療をした場合
- (4) 前3号に定めるほか、本会の運営の範囲内において、会長が特に必要と認めた場合

2 弔慰金等の額については、会長が別に定める。

(委任)

第30条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年5月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に改正前の豊田市防火危険物安全協会規約第8条の規定により選任されている役員は、改正後の豊田市防火危険物安全協会規約第9条の規定により選任されたものとみなし、当該役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、平成20年の定期総会の日までとする。

附則

この規約は、平成23年5月17日から施行する。